

## 参考資料

- 1 焼却施設の解体工事における  
ダイオキシン類等汚染防止対策に関する資料 ... 1
- 2 焼却施設の現況写真 ... 34
- 3 特定有害物質を含む地下水が到達し得る「一定範囲」について  
(「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置の技術的手法の解説」より) ... 56
- 4 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を  
平成二十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針  
(平成十五年十月三日、「環境省告示第百四号」) ... 75
- 5 生活環境保全上の支障の種類について  
(「支障除去のための不法投棄現場等現地調査マニュアル」より) ... 87

1 焼却施設の解体工事における  
ダイオキシン類等汚染防止対策に関する資料

## 神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、廃棄物焼却施設として使用していた施設等の解体の工事について必要な事項を示し、ダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)及び重金属等有害物質を含むばいじん等の飛散並びにばいじん等を含む汚水の流出によって生じるおそれのある周辺環境への汚染の未然防止を図るとともに、工事によって発生する廃棄物の適正処理を目的とする。

### (要綱の位置付け等)

第2条 この要綱は、神奈川県行政手続条例(平成7年神奈川県条例第1号)第2条第7号に規定する行政指導を行うためのものとする。

2 廃棄物焼却施設として使用していた施設等の解体の工事を行う者は、解体の工事を行うにあたって、当該工事を行う地域の状況等を考慮して、自ら必要と考えられる安全対策を講ずる等自主的な対応に努めるものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において「焼却施設」とは、廃棄物を焼却するための施設の廃棄物の投入口又は供給設備(前処理設備を含む。)から煙突までの総体(排水処理設備、灰ピット、灰処理設備等の附帯設備を含む。)であって、使用していた施設及び現に使用している施設をいう。

2 この要綱において「解体工事」とは、焼却施設に係る次に掲げる工事をいう。

(1)焼却施設の全体を撤去するための解体の工事

(2)焼却施設の一部の除却及び当該除却部分の解体の工事

3 この要綱において「ばいじん等」とは、焼却施設において廃棄物を焼却した結果生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻をいう。

4 この要綱において「設置者」とは、解体工事を行う焼却施設の設置者又は管理者であって解体工事を発注する事業者をいう。

5 この要綱において「元請業者」とは、設置者から焼却施設の解体工事を請け負った事業者をいう。

### (適用範囲)

第4条 この要綱は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成9年神奈川県規則第113号。以下「県生活環境保全条例施行規則」という。)別表第1に掲げる第51号の作業に係る廃棄物焼却炉を有する焼却施設において行われる解体工事について適用する。

### (工事の管理等)

第5条 設置者は、焼却施設の解体工事を行おうとするときは、この要綱に定める事項を元請業者に示し、当該解体工事を発注すること。

2 設置者及び元請業者(以下「設置者等」という。)は、解体工事を行うにあたってこの要綱を遵守し、周辺環境に影響のないよう、常に工事の状況を把握し、管理すること。

3 元請業者は、解体工事の作業を他の事業者に請け負わせて行う場合は、当該解体工事の作業について、この要綱が遵守されるよう監督すること。

### (計画書等の提出)

第6条 設置者は、解体工事に着手する14日前までに、解体工事計画書(様式1)に次に掲げる書類等を添えて、解体工事を行う焼却施設の所在地を所管する県地区行政センター所長(以下「行政センター所長」という。)に提出すること。(様式 1)

(1)解体工事を行う焼却施設の周囲の状況、施設の配置(地下部分の設備を含む。また、焼却施設の基礎部分がコンクリート等で覆われている場合はその範囲を表示し、焼却施設の全体又は一部が建屋内にある場合は、建屋の位置を合わせて表示する。)、車両等の洗浄場所及び解体工事により発生する廃棄物の保管場所を示した図面

(2)解体工事におけるばいじん等の飛散防止及び汚水の流出(地下への浸透を含む。)防止のための措置(排気及び排水の処理の方法を含む。)の概要を記載した書類

(3)解体工事により発生する廃棄物(焼却施設から除去した汚染物及び排気処理及び排水処理により発生する廃棄物を含む。)の種類ごとの発生見込量、保管方法(保管場所の雨水対策及び地下浸透防止対策を含む。)並びに収集運搬及び処分の方法を記載した書類

(4)土壤、水質及び大気に係る周辺環境の状況調査の方法、時期及び試料採取の場所を記載した書類

(5)解体工事を行う焼却施設内部の汚染物の事前サンプリング調査結果

(6)解体工事の工程表

(7)解体工事に係る住民に対する情報提供の方法を示した書類

2 設置者は、解体工事の計画に主要な変更が生じたときは、速やかに解体工事変更届出書(様式2)に当該変更事項を記載した書類を添えて、行政センター所長に提出すること。(様式2)

3 設置者は、解体工事が終了したときは、解体工事終了報告書(様式3)に次に掲げる書類を添えて、行政センター所長に提出すること。(様式3)

(1)第9条に定める周辺環境の状況調査の結果を記載した書類

(2)解体工事により発生した廃棄物の種類ごとの数量、処分方法等を記載した書類

(3)第10条に定める対策を講じた場合は、その対策の内容を記載した書類

#### (周辺環境対策)

第7条 設置者は、解体工事を行うにあたっては、当該解体工事によるばいじん等の飛散を防止とともに、当該解体工事に伴って生じる排気、汚水等による環境汚染を防止するため、元請業者に次に掲げる措置を講ずるよう指示すること。

#### (1)ばいじん等の飛散防止

ア 解体工事を行う焼却施設の全体又は解体工事を行う区画の全体を仮設の壁等及び天井により隔離すること。ただし、煙突等全体を覆うことが困難な設備については、作業を行う箇所ごとに隔離するなどの飛散防止対策を実施すること。なお、解体工事を行う焼却施設が屋内にある場合で、当該建屋の開口部を目張りにより塞ぐ等の措置を行った場合は、これにより全体の隔離とする。

イ 解体工事の作業を行うにあたっては、当該作業を行う場所の内部の空気を排気処理設備を設けた排風機により一定方向に誘引するとともに、必要に応じて外部に対し減圧して行うこと。ただし、溶断により解体する場合にあっては、必ず当該溶断の作業を行う場所は外部に対し減圧された状態とすること。

ウ 解体工事の作業は、湿潤化等によりばいじん等が飛散しないように措置を講じて行うこと。

エ 解体工事の作業場所で使用した車両、機材、保護具等を当該作業場所の外へ移動する場合は、あらかじめ洗浄、拭き取り等を行い、付着したばいじん等の飛散を防止すること。

#### (2)排気の処理

ア 解体工事の作業を行う場所から出る排気の処理の管理目標は、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準(平成11年環境庁告示第68号)別表に掲げる大気の基準値とする。

イ 解体工事の作業を行う場所から出る排気の処理設備は、ばいじん等の除去の性能に支障が生じないように維持管理を行うこと。

#### (3)汚水の流出防止等

ア 汚染物の飛散防止のための湿潤化、汚染物を除去するための高圧洗浄等水を使用する作業を行う場合は、ダイオキシン類等で汚染された水の周囲への流出及び地下への浸透を防止するための措置を講ずること。

イ 前アの作業を行う場所に溜まった汚水は、吸収材を用いての回収、排水処理設備への移流等により速やかに排除すること。

ウ 焼却施設の基礎部分及び周囲がコンクリート等の不浸透性材料で覆われていない場合は、当該焼却施設の周囲を十分な強度を有するシート等で養生し、作業で発生した汚水の周囲への流出及び地下への浸透を防止するとともに、焼却施設の内部に溜まった汚水が焼却施設の外に流出しないよう当該汚水を吸収材等で速やかに回収する等の措置を講ずること。

#### (4)汚水の処理

ア 解体工事により発生した汚水の処理は、貯留して産業廃棄物としての搬出、排水処理設備による処理後場外への排出又はその両方によること。

イ 解体工事により発生した汚水を貯留して産業廃棄物として搬出する場合は、有害物質を含有する廃棄物の中間処理をすることができる処理業者に委託すること。

ウ 解体工事により発生した汚水を排水処理設備により処理して場外に排出する場合は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号)別表第2に定める排出基準及び県生活環境保全条例施行規則別表第9に掲げるカドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物並びにセレン及びその化合物の排水規制基準を満足すること。この場合において、解体工事を行う焼却施設にすでに設置されている排水処理設備を利用するときは、当該排水処理設備が水質及び水量についての処理能力を有している場合に限る。

エ 前ウの排水処理設備は、排水処理に支障が生じないように維持管理を行うこと。

#### (廃棄物の適正処理)

第8条 元請業者は、当該解体工事によって発生する廃棄物の排出者としての責任に基づき、飛散及び流出を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

##### (1)廃棄物の適正保管

廃棄物は、廃棄物保管場所であることを表示した場所に、ばいじん、燃え殻、がれき類、金属くず、廃プラスチック等の廃棄物の種類及び固体、液体、粉体等の性状ごとに分別し、飛散及び流出しない構造の容器、コンテナ、ピット等に、廃棄物の種類等に従って適切に保管すること。

##### (2)保管場所の雨水対策

廃棄物の保管場所を屋外に設ける場合は、テント等により雨水対策を行うとともに、周囲から雨水が流入しないための措置を講ずること。

##### (3)地下浸透防止対策

廃棄物の保管場所の底面は、水分を含んだ廃棄物から流出した水、汚染された廃棄物に触れた雨水等が地下に浸透しないための措置を講ずること。

##### (4)廃棄物の適正処理

廃棄物の収集・運搬、中間処理及び最終処分については、委託する許可業者との書面による契約、マニフェスト交付等の手続きを確実に行い、廃棄物の適正処理を実施すること。

2 焼却施設から発生した廃棄物は、特別管理産業廃棄物(ばいじん、燃え殻及び汚泥以外の廃棄物については、有害物質を含む産業廃棄物)として取り扱うものとする。ただし、特別管理産業廃棄物等でないことを確認した場合はこの限りではない。

#### (周辺環境の状況調査)

第9条 元請業者は、解体工事を行う焼却施設の周辺環境の状況を把握するため、次に掲げる調査を実施すること(焼却施設をそのまま撤去する場合(溶断・切断することなく煙突の分離のみを行う場合を含む。)を除く。)。この場合において、調査の対象物質は、ダイオキシン類、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、セレン(大気環境調査にあっては、ダイオキシン類、水銀及びひ素)とする。

##### (1)解体工事の着手前の調査

###### ア 土壤環境調査

解体工事の着手前に、解体工事を行う焼却施設を中心とした4方向の敷地境界内の場所で、土壤を概ね1m<sup>3</sup>(深さ1cm)の範囲で採取し、当該土壤について、ダイオキシン類については「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル(環境庁水質保全局土壤農薬課)」、その他の物質については「土壤汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)」に定める分析方法に基づき分析すること。ただし、解体工事を行う焼却施設が設置されている敷地内に採取する土壤がない場合については、それに代わる方法により実施すること。

###### イ 大気環境調査

解体工事の着手前に、前アの土壤環境調査と同じ場所において大気試料を採取し、当該大気試料を保管しておくこと。この場合において、大気試料の採取は、粉じん捕集用ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダーをセットしたハイボリュームサンプラーを用い24時間吸引すること。

##### (2)解体工事の期間中の調査

#### ア 水質環境調査

解体工事の期間中に発生した汚水を排水処理設備により処理して場外に排出する場合にあっては、解体工事の期間中で、排水処理設備に最も多くの汚水及び除去した汚染物が流入する時期に1回、排水口(排水口が複数箇所ある場合は、それぞれの排水口)の水を採取し、ダイオキシン類については「JIS K0312」、その他の物質については県生活環境保全条例施行規則別表第9の備考11に定める分析方法に基づき分析すること。

#### イ 大気環境調査

解体工事の期間中で最も多くばいじん等が飛散すると考えられる時期(汚染物の除去作業中等)に、前号イの大気環境調査の場所と同じ場所において大気試料を採取し、当該大気試料を保管しておくこと。この場合において、大気試料の採取は、同号イの大気環境調査の方法と同じ方法で行い、1週間連続(解体工事の期間が1週間以内の場合は、当該解体工事の期間中)吸引すること。

#### (3)解体工事の終了後の調査

##### ア 土壌環境調査

解体工事の終了後に、第1号アの土壤環境調査と同じ場所及び方法で土壤(第1号アのただし書きにより土壤以外の試料を採取する場合は当該試料(以下この号において同じ。))を採取し、当該土壤について分析すること。

##### イ 大気環境調査

第1号アの土壤環境調査及び前アの土壤環境調査の結果から、解体工事によるばいじん等の飛散の疑いが生じたときは、第1号イ及び前号イの大気環境調査により保管していた大気試料について、ダイオキシン類については「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(環境庁大気保全局大気規制課)」、水銀及びひ素については「有害大気汚染物質測定方法マニュアル(環境庁大気保全局大気規制課)」に定める分析方法に基づき分析すること。

#### (事業者の責務)

第10条 元請業者は、前条に定める周辺環境の状況調査を実施した結果、ダイオキシン類等の飛散又は流出が確認された場合は、速やかに設置者に連絡し、原因究明のための調査、飛散等の拡大防止のための措置等必要な対策を講ずること。

2 設置者等は、解体工事の期間中に、当該解体工事による周辺環境への影響が生ずるおそれがあると認められたとき又は支障が生じたときは、速やかに必要な対策を講ずること。

3 設置者等は、前2項(設置者にあっては前項)により対策を実施した場合は、その内容を記録し、保管すること。

#### (情報提供)

第11条 設置者又は元請業者は、解体工事を行う焼却施設の近隣住民に対し、当該解体工事の着手前及び終了後に、次表に掲げる項目について情報の提供に努め、また解体工事の期間中は、同表の①から⑤の項目について、常に見やすい場所に表示すること。

解体工事の着手前	解体工事の終了後
<p>①焼却施設の設置者 ②元請業者 ③工事の期間 ④工事の概要 ⑤工事の工程 ⑥焼却施設内部の汚染物の事前サンプリング調査結果</p>	<p>①周辺環境の状況調査の結果 ②第10条に定める対策を講じた場合はその内容</p>

#### (その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、行政センター所長と設置者等が協議する。

(要綱を適用する地域)

第13条 この要綱を適用する地域は、保健所を設置する市(横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市)の地域を除く地域とする。

附 則

本要綱は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成14年11月12日から施行する。

## 「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」の概要について

### 1 策定の経緯

国においては、平成13年4月に労働安全衛生規則を改正し、廃棄物焼却施設の解体工事における作業従事者のダイオキシン類へのばく露防止措置を規定するとともに、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を策定したところです。

一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、廃棄物焼却施設の設置手続き及び構造・維持管理に関する基準を設けていますが、解体工事について特段の定めをしておりません。

こうしたことから、廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等の飛散・流出による周辺環境への汚染を未然に防止すること等を目的として、「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」を策定しました。

### 2 要綱の概要

#### (1) 目的

廃棄物焼却施設の解体工事においてダイオキシン類及び重金属類等有害物質を含むばいじん等の飛散並びにばいじん等を含む汚水の流出によって生じるおそれのある周辺環境への汚染を未然に防止するとともに工事によって発生する廃棄物の適正処理を目的とする。

#### (2) 適用範囲

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号）別表第1に掲げる第51号の作業に係る廃棄物焼却炉を有する焼却施設において行われる解体工事について適用する。

※廃棄物焼却炉：次のいずれかに該当するもの

- ・火格子面積又は火床面積が0.5平方メートル以上であるもの
- ・焼却能力が1時間あたり50キログラム以上であるもの
- ・一次燃焼室の容積が0.8立方メートル以上であるもの

なお、「焼却施設」とは、廃棄物を焼却するための施設の廃棄物の投入口又は供給設備（前処理設備を含む。）から煙突までの総体（排水処理設備、灰ピット、灰処理設備等の附帯設備を含む。）であって、使用していた施設及び現に使用している施設をいい、「解体工事」とは、焼却施設に係る次に掲げる工事です。

ア 焼却施設の全体を撤去するための解体の工事

イ 焼却施設の一部の除却及び当該除去部分の解体の工事

### (3) 解体工事計画書の提出

解体工事を行う焼却施設の設置者又は管理者であつて解体工事を発注する事業者は、解体工事を行う14日前までに、解体工事計画書を各地区行政センター所長あてに提出する。

### (4) 要綱の骨子

解体工事にあたっては、次の措置を実施することとする。

#### ア 周辺環境汚染防止対策について

焼却施設の解体工事によるばいじん等の飛散を防止するとともに、工事に伴つて生じる排気、汚水等による周辺環境汚染を防止するための措置を講ずること。

#### イ 廃棄物の保管及び適正処理について

焼却施設の解体工事によって発生する廃棄物の飛散及び流出を防止するとともに、適正処理を実施すること。

#### ウ 周辺環境の状況調査について

解体工事を行う焼却施設の周辺環境の状況を把握するために土壤等の環境調査を行うこと。

#### エ 情報提供について

解体工事を行う焼却施設の近隣住民に対して情報の提供に努めること。

### (5) 要綱を適用する地域

保健所を設置する市（横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市）の地域を除く地域

### (6) 施行日

平成13年12月1日

### 3 「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」条文

# 焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導基準

施行 平成15年4月1日

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第97条の規定により、焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導基準を次のとおり定める。

## 1 定義

- (1) この指導基準において「事業者」とは、焼却施設の解体工事を施工しようとする者をいう。
- (2) この指導基準において「ばいじん等」とは、焼却施設において廃棄物を焼却した結果生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻をいう。

## 2 環境対策及び調査

- (1) 事業者は、焼却施設の解体工事を行うに当たってこの指導基準に定める事項を遵守するとともに、当該工事を行う地域の環境に配慮し、汚染の未然防止に努めること。
- (2) 事業者は、解体工事を行うに当たっては、当該解体工事によるばいじん等の飛散を防止するとともに、当該解体工事に伴って生じる排気、污水等による環境汚染を防止するため、次により環境対策を決定し、必要な措置を講ずること。
  - ア 解体工事を行う焼却施設の区分を別表1により決定する。
  - イ 環境対策については、アで決定した各区分ごとに、別表2に示す措置を講ずること。
- (3) 事業者は、解体工事の期間中及び終了時において、当該工事による汚染の把握に努めること。
- (4) 事業者は、解体工事を行う焼却施設の敷地内における環境の状況を把握するため、別表3に掲げる調査を実施すること。
- (5) 事業者は、汚染が確認された場合は、原因究明のための調査及び汚染の拡大防止のための措置を講じ、その内容を記録・保管すること。

## 3 廃棄物の適正処理

- (1) 当該解体工事によって発生する廃棄物を排出する事業者は、当該廃棄物について、次に掲げる措置を講じたうえで処分すること。

### ア 廃棄物の適正保管

廃棄物は、廃棄物保管場所であることを表示した場所に、ばいじん、燃え殻、がれき類、金属くず、廃プラスチック類等の廃棄物の種類及び固体、液体、粉体等の性状ごとに分別し、飛散及び流出しない構造の容器、コンテナ、ピット等に、廃棄物の種類等に従って適切に保管すること。

### イ 保管場所の雨水対策

廃棄物の保管場所を屋外に設ける場合は、テント等により雨水対策を行うとともに、周囲から雨水が流入しないための措置を講ずること。

### ウ 地下浸透防止対策

廃棄物の保管場所の底面は、水分を含んだ廃棄物から流出した水、汚染された廃棄物に触れた雨水等が地下に浸透しないための措置を講ずること。

### エ 廃棄物の適正処理

廃棄物の収集・運搬、中間処理及び最終処分を委託する場合には、委託する許可業者との書面による契約、マニフェスト交付等の手続を確実に行い、廃棄物の適正処理を実施すること。

- (2) 当該解体工事から発生した特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物以外の廃棄物については、必要があると認められる場合、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に準じて処理すること。

## 4 大気モニタリング

- (1) 市長は、計画書が提出された解体工事において、大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉を有する焼却施設及び市長が必要と認めた焼却施設について、別表4に掲げる施設周辺の大気環境モニタリングを行う。
- (2) 市長は、前項のモニタリングによりばいじん等の飛散が疑われるときは、事業者に対し速やかに工事の中止、飛散防止対策等の指導を行う。同時に、別表4に掲げる焼却施設内の付着物及び飛散物質の分析を行い、必要な措置を講ずるよう指導する。

## 5 土壌調査及び対策

事業者は、解体工事終了後の土壤調査の結果、別表第3の土壤分析に規定するダイオキシン類については、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）の土壤の基準値、その他の物質については土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第18条に定める基準を超える結果が得られた場合は、表層土の除去等の対策を実施すること。

## 6 情報提供

- (1) 事業者は、解体工事を行う焼却施設の近隣住民に対し、工事の着手前、期間中、終了後を通じて、当該解体工事に関する調査結果等の情報の提供に努めること。
- (2) 事業者は、当該工事の施工業者名、連絡先、工程、概要等について、常に見やすい場所に表示すること。

別表1 焼却施設の区分

指導基準の対象	焼却施設の規模、使用形態及び作業方法	区分
条例施行規則別表第1に掲げる第51号の作業に係る廃棄物焼却炉（注1）を有する焼却施設	次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉（注2）を有する焼却施設</li> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けている焼却施設（注3）</li> <li>・ 医療系廃棄物を焼却した焼却施設</li> <li>・ 溶断による解体作業を行う焼却施設</li> </ul>	A
	A区分に該当しないもので、現状のままでは撤去することができない（解体作業を要する）焼却施設。ただし、切断することなく煙突等の分離のみを行う場合を除く。	B
	A区分及びB区分に該当しないもので、焼却施設、車両、機材、保護具等を洗浄する作業を行うもの	C
	A区分、B区分及びC区分に該当しないもの	D

（注1）火格子面積又は火床面積が0.5m<sup>2</sup>以上であるもの、焼却能力が50kg/h以上であるもの及び一次燃焼室の容積が0.8m<sup>3</sup>以上であるもの

（注2）火格子面積が2m<sup>2</sup>以上であるか、又は焼却能力が200kg/h以上

（注3）汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃P C B等の焼却施設で、法で定める処理能力を超えるもの

別表2 環境対策

飛散防止対策	対策	区分			
		A	B	C	D
<施設全体又は工事区画の密閉>	解体工事を行う焼却施設の全体又は解体工事を行う区画の全体を仮設の壁等及び天井により隔離すること。 ただし、煙突等全体を覆うことが困難な設備については、作業を行う箇所ごとに隔離するなどの飛散防止対策を実施すること。 なお、解体工事を行う焼却施設が屋内にある場合で、当該建屋の開口部を目張りによりふさぐ等の措置を行った場合は、これにより全体の隔離とする。	○	○	△ (注1)	△ (注1)
	<作業所内空気の排気、フィルターによる排気の処理>	○	○	—	—
	解体工事の作業を行う場所の内部の空気をHEPAフィルター等の適切な排気処理設備を設けた排風機により一定方向に誘引する。 排気処理の管理目標は、(注2)に掲げるものとする。	○	—	—	—
	<作業所内空気の減圧>	○	—	—	—
	解体工事の作業を行う場所の内部の空気を外部に対し減圧して行うこと。ただし、密閉が困難な部位については、この限りでない。	○	○	○	○
<作業場所の湿潤化>	○	○	○	○	
解体工事の作業は、湿潤化等によりばいじん等が飛散しないよう措置を講じて行うこと。	○	○	○	○	
<車両・保護具等に付着したばいじん等の除去>	○	○	○	○	
解体工事の作業場所で使用した車両、機材、保護具等を当該作業場所の外へ移動する場合は、あらかじめ洗浄、拭き取り等を行い、付着したばいじん等の飛散を防止すること。	○	○	○	○	

流出 防止 対策	<汚水の周囲への流出防止> ① 汚染物の飛散防止のための温潤化、汚染物を除去するための高圧洗浄等水を使用する作業を行う場合は、ダイオキシン類等で汚染された水の周囲への流出を防止するための措置を講ずること。 ② ①の作業を行う場所にたまつた汚水は、吸収材等を用いての回収等により遠やかに排除すること。	○	○	○	—
	<地下浸透防止> 焼却施設の基礎部分及び周囲がコンクリート等の不浸透性材料で覆われていない場合は、当該焼却施設の周囲を十分な強度を有するシート等で養生し、作業で発生した汚水の地下への浸透を防止するとともに、焼却施設の内部にたまつた汚水が焼却施設の外に流出しないよう当該汚水を吸収材等で遠やかに回収する等の措置を講ずること。	○	○	○	—
	<汚水の処理> ① 解体工事により発生した汚水の処理は、排水処理設備による排水処理後、場外へ排出するなど適正に処理すること。ただし、場内における汚水の処理が困難な場合は、汚水を貯留して場外へ搬出すること。 ② 解体工事により発生した汚水を排水処理設備により処理して場外に排出する場合は、(注3)に掲げる排水基準を満足すること。この場合において、解体工事を行う焼却施設に既に設置されている排水処理設備を利用するときは、当該排水処理設備が水質及び水量についての処理能力を有している場合に限る。 ③ 汚水を場外へ搬出し処理を行う場合は、(注3)に掲げる排水基準を遵守できる処理を行うこと。 ④ 前①の排水処理設備は、排水処理に支障が生じないように維持管理を行うこと。	○	○	○	—
	<雨水排除> 雨水が汚水と混じり合わないように、雨水を適切に排除できるための措置を講ずること。	○	○	○	—

(注1) 煙突や投入口等の開口部を目張りし、焼却施設全体をビニールシート等で覆うこと。

(注2) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準(平成11年環境庁告示第68号)別表に掲げる大気の基準値

(注3) ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号)別表第2に定める排出基準及び条例施行規則別表第11に掲げる排水の規制基準

別表3 環境調査

環境 調査	分析	区分			
		A	B	C	D
	<大気分析> ○測定時期…解体工事中 ○分析項目…ダイオキシン類 解体工事の期間中で最も多くばいじん等が飛散すると考えられる時期(汚染物の除去作業中等)に、解体工事を行う焼却施設を中心とした4方向の敷地境界内の場所において「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(環境省環境管理局 総務課ダイオキシン対策室・大気環境課)」に定める分析方法に基づき分析すること。	○	—	—	—
	<土壤分析> ○測定時期…解体工事前及び工事後 ○分析項目…ダイオキシン類、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、セレン及びその化合物 ① 解体工事着手前 購入した土又は他の場所から持ってきた土を十分混合し、均一な土壤(以下「調査用土壤」という。)を用意し、採取する。 調査用土壤は採取可能なように概ね1畝の容器(水抜き用の穴があるもの)に厚さ10cm以上となるように入れ、解体工事を行う焼却施設を中心とした4方向の敷地境界内の場所に設置する。 当該土壤について、ダイオキシン類については「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル(環境庁水質保全局土壤農薬課)」、その他の物質については「土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29	○	○	—	—

<p>号) 第5条第3項第4号及び第5条第4項第2号に規定する環境大臣が定める方法」に定める分析方法に基づき分析すること。</p> <p>② 解体工事終了後 ①で設置した容器の土壌を深さ1cmの範囲で採取し、①と同様に分析すること。</p> <p>&lt;水質分析&gt;  <input type="radio"/>測定時期…解体工事中  <input type="radio"/>分析項目…ダイオキシン類、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、セレン及びその化合物            - 解体工事の期間中に発生した汚水を排水処理設備により処理して場外に排出する場合にあっては、解体工事の期間中で、排水処理設備に最も多くの汚水及び除去した汚染物が流入する時期に1回、排水口（排水口が複数箇所ある場合は、それぞれの排水口）の水を採取し、ダイオキシン類については「JIS K 0312」、他の物質については条例施行規則別表第11の備考8に定める分析方法に基づき分析すること。</p>				
--	--	--	--	--

別表4 大気環境モニタリング

周辺環境調査	モニタリング項目	浮遊粒子状物質(SPM)	飛散物質(*)
	測定方法	JIS B 7956 のペータ線吸収方式に基づく自動連続測定	X線回折、元素分析(EPMA等)及び電子顕微鏡による形態観察
測定箇所		原則として解体工事場所の周辺の4箇所	
付着物の分析	分析方法	X線回折、元素分析(EPMA等)及び電子顕微鏡による形態観察(*)	
	採取場所	焼却施設内の汚染が予想される場所 (炉内焼却灰、炉壁付着物、煙突内付着物及び除塵装置内堆積物等のうちいずれか)	

\* SPMが高濃度となった場合

## 川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等 汚染防止対策要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、廃棄物焼却炉を有する施設等の解体工事に伴い発生するダイオキシン類及び重金属等有害物質を含むばいじん等の飛散並びにばいじん等を含む汚水の流出によって生じるおそれのある周辺環境への汚染の未然防止を図るとともに、工事によって発生する廃棄物の適正処理を行うことを目的とする。

### (要綱の位置付け等)

第2条 この要綱は、川崎市行政手続条例（平成7年川崎市条例第37号）第2条第7号に規定する行政指導を行うためのものとする。

2 廃棄物焼却炉を有する施設等の解体の工事を行う者は、解体の工事を行うに当たって、この要綱に基づき自主的な対応に努めるものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物焼却炉 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号。以下「市規則」という。）別表第1の51の項施設15に規定する廃棄物焼却炉をいう。
- (2) 焼却施設 廃棄物を焼却するための施設の廃棄物の投入口又は供給設備（前処理設備を含む。）から煙突までの総体（排水処理設備、灰ピット、灰処理設備等の附帯設備を含む。）であって、使用していた施設及び現に使用している施設をいう。
- (3) 解体工事 焼却施設に係る次に掲げる工事をいう。
  - ア 焼却施設の全体を撤去するための解体の工事
  - イ 焼却施設の一部の除却及び当該除却部分の解体の工事。ただし、耐火レンガの部分的な取替え等、定期的に行う点検補修作業で大規模な撤去を伴わない作業については、この限りではない。
- (4) ダイオキシン類 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に定めるものをいう。
- (5) ばいじん等 焼却施設において廃棄物を焼却した結果生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻をいう。
- (6) 事業者 解体工事を行う焼却施設の設置者又は管理者であって解体工事を発注しようとする者をいう。
- (7) 元請業者 事業者から焼却施設の解体工事を請け負った業者をいう。

### (適用範囲)

第4条 この要綱は、廃棄物焼却炉を有する焼却施設において行われる解体工事及び焼却

施設（第3条第1項第1号に規定する廃棄物焼却炉の規模と同等以上である焼却炉を有する焼却施設）を設置場所から移動して別の場所で行われる解体工事について適用する。

（工事の管理）

第5条 事業者は、解体工事を行うに当たってこの要綱を遵守し、常に工事の状況を把握し管理すること。

（計画書等の提出）

第6条 事業者は、解体工事に着手する14日前までに、解体工事計画書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出すること。

- (1) 解体工事を行う焼却施設の周囲の状況、施設の配置（地下部分の設置を含む。また、焼却施設の基礎部分がコンクリート等で覆われている場合はその範囲を表示し、焼却施設の全体又は一部が建屋内にある場合は、建屋の位置を併せて表示する。）、車両等の洗浄場所及び解体工事により発生する廃棄物の保管場所を示した図面
  - (2) 焼却施設及び周囲の状況が分かる写真
  - (3) 解体工事におけるばいじん等の飛散防止及び汚水の流出（地下への浸透を含む。）  
防止のための措置（排気及び排水の処理の方法を含む。）の概要を記載した書類
  - (4) 解体工事により発生する廃棄物（焼却施設から除去した汚染物並びに排気処理及び排水処理により発生する廃棄物を含む。）の種類ごとの発生見込量、保管方法（保管場所の雨水対策及び地下浸透防止対策を含む。）並びに収集運搬及び処分の方法を記載した書類
  - (5) 土壌、水質及び大気に係る周辺環境の状況調査の方法、時期及び試料採取の場所を記載した書類
  - (6) 解体工事を行う焼却施設内部における事前の汚染物のサンプリング調査結果
  - (7) 解体工事の工程表
  - (8) 解体工事に係る住民に対する情報提供の方法を示した書類
  - (9) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第90条第5号の3に定める届出に添付した資料の写し
- 2 事業者は、解体工事の計画に主要な変更が生じたときは、速やかに解体工事変更届出書（第1号様式）に当該変更事項を記載し、前項に掲げる書類を添えて市長に提出すること。
- 3 事業者は、解体工事が終了したときは、解体工事終了報告書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出すること。
- (1) 第9条に定める周辺環境の状況調査（敷地内）の結果を記載した書類
  - (2) 解体工事により発生した廃棄物の種類ごとの数量及び処分方法を記載した書類
  - (3) 第10条に定める措置を講じた場合は、その措置の内容を記載した書類

（周辺環境対策）

第7条 事業者は、解体工事を行うに当たっては、当該解体工事によるばいじん等の飛散を防止するとともに、当該解体工事に伴って生じる排気、汚水等による環境汚染を防止

するため、別表第1の焼却施設の区分に応じ別表第2に基づき必要とされる周辺環境対策を講ずること。

#### (廃棄物の適正処理)

第8条 事業者又は元請業者は、当該解体工事によって発生する廃棄物の排出者としての責任に基づき、飛散及び流出を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

##### (1) 廃棄物の適正保管

廃棄物は、廃棄物保管場所であることを表示した場所に、ばいじん、燃え殻、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック等の廃棄物の種類及び固体、液体、粉体等の性状ごとに分別し、飛散及び流出しない構造の容器、コンテナ、ピット等に、廃棄物の種類等に従って適切に保管すること。

##### (2) 保管場所の雨水対策

廃棄物の保管場所を屋外に設ける場合は、テント等により雨水対策を行うとともに、周囲から雨水が流入しないための措置を講ずること。

##### (3) 地下浸透防止対策

廃棄物の保管場所の底面は、水分を含んだ廃棄物から流出した水、汚染された廃棄物に触れた雨水等が地下に浸透しないための措置を講ずること。

##### (4) 廃棄物の適正処理

廃棄物の収集・運搬、中間処理及び最終処分については、委託する許可業者との書面による契約、マニフェスト交付等の手続を確実に行い、廃棄物の適正処理を実施すること。

2 当該解体工事から発生した廃棄物は、特別管理産業廃棄物（ばいじん、燃え殻及び汚泥以外の廃棄物については、有害物質を含む産業廃棄物）として取り扱うものとする。ただし、特別管理産業廃棄物でないことを確認した場合はこの限りでない。

#### (周辺環境の状況調査)

第9条 事業者は、解体工事を行う焼却施設の敷地内における周辺環境の状況を把握するため、別表第1の焼却施設の区分に応じ別表第3に掲げる調査を実施すること。調査の対象物質は、ダイオキシン類、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物とする。ただし、周辺環境の状況調査（敷地内）の大気分析は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域においてはこの限りではない。

#### (監督及び監視並びに措置)

第10条 事業者は、前条に定める周辺環境の状況調査（敷地内）結果を検証し、ダイオキシン類等の汚染防止の監督及び監視の徹底並びに必要な措置を講ずること。

2 事業者は、前項により措置を講じた場合は、その内容を記録し、保管すること。

(情報提供)

第11条 事業者は、解体工事を行う焼却施設の近隣住民に対し、当該解体工事の着手前及び終了後に、次表に掲げる項目について情報の提供に努めるとともに解体工事の期間中は、同表左欄の1から5に掲げる項目について、常に見やすい場所に表示すること。

解体工事の着手前	解体工事の終了後
1 焼却施設の事業者	1 第9条に定める周辺環境の状況調査の結果
2 元請業者	2 第10条に定める措置を講じた場合はその内容
3 工事の期間	
4 工事の概要	
5 工事の工程	
6 焼却施設内部の汚染物の事前サンプリング調査結果	

(委任)

第12条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。